

第四百七十七回国会

参議院地方行政・警察委員会會議録第四号

平成十二年三月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十五日

辞任

市田 忠義君

補欠選任

吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長

和田 洋子君

理事

谷川 秀善君

松村 龍二君

朝日 俊弘君

本田 良一君

富樫 練三君

委員

井上 吉夫君

鎌田 要人君

木村 仁君

久世 公麿君

野間 越君

野間 越君

興石 東君

山下八洲夫君

大森 礼子君

白浜 一良君

吉川 春子君

照屋 寛徳君

高橋 令則君

松岡滿壽男君

国務大臣

自治大臣 内田 外吉

国務大臣 大谷 善実

(国家公安委員 会委員長)

保利 耕輔君

保利 耕輔君

政務次官

自治政務次官 平林 鴻三君

自治政務次官 橋 康太郎君

事務局側

常任委員会専門 入内島 修君

政府参考人

自治省財政局長 嶋津 昭君

自治省税務局長 石井 隆一君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和田洋子君) ただいまから地方行政・警察委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十五日、市田忠義さんが委員を辞任され、その補欠として吉川春子さんが選任されました。

○委員長(和田洋子君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に自治省財政局長嶋津昭さん及び自治省税務局長石井隆一さんを政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(和田洋子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田洋子君) 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は昨十五日に聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○井上吉夫君 私はいまは主として、固定資産税の三年に一回の評価がえの年に当たります。今までは土地の値段というものがほとんど右肩上がりというか、バブルの時期には次々に土地価格が上がってまいりましたので、評価がえのたびにその改定は相当程度引き上げるといふ方向で処理がなされたと思っております。そしてそれが急激に上昇するという場合は若干の調整措置を講ずるというやり方をやってこられたものと思っております。

が、バブルがはじけた現在、今回の評価がえといふのはかなり考え方を変えなきゃならぬのではないかと、いろいろ思いをめぐらせています。わかりやすく言えば、税負担を思い切つて引き下げていかなければ、現下の厳しい経済情勢とかということに合わぬのではないかと、ということが大変議論されているところだと思っております。

ところが一方では、これを急激に引き下げますと地方財政の非常に大きな部分を占める固定資産税が急激に落ち込むことによつて地方財政の手当てができないという、そういう状況があらわれてまいります。

したがって、これを両方バランスをとつて成り立たせるといふのはかなり難しい現実的仕事だと思っておりますが、今回の場合の三年に一回の評価がえの年、この両者のバランスをどうとるかということも含めて、今回の固定資産税の評価がえに対応する局長の考え方をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 固定資産税の平成十二年度評価がえをめぐりましては、今、委員御指

摘のとおり、最近の地価の下落傾向を背景とし、経済界を中心に大幅な税負担の引き下げの要望が出されます一方で、地方団体からいたしますと、従来の仕組みでも土地の負担水準、税の負担水準が非常に低いところを別にしますと、地価の下落に対応して税負担も下がる仕組みになっていくと、特に大都市については現にこの数年をとりますと宅地にかかる税収が減少になっていくところが多いといったようなことがございまして、市町村側からは、ぜひ固定資産税の安定的な確保が必要である、今の仕組みを維持してほしいといったような御要望があったわけでございます。

こうしたさまざまな御意見を踏まえまして税制調査会等においても活発な御審議をいただいたところでございますが、その結果といたしまして、平成十二年以降の税負担につきましては、特に最近の地価の下落傾向に伴います都市部の商業地等の税負担感に配慮いたしまして、負担水準の高い土地の税負担を引き下げながら負担水準の均衡を一層促進するという措置を講じることとしたわけでございます。

具体的に申しますと、税収の安定的確保という御意見にも配慮しながら、商業地等の課税標準の上限は、現行評価額の八〇%となつておりましたけれども、これを十二、十三年度は七五%に下げ、それから十四年度にはさらに七〇%に引き下げるといふふうでございます。一方、負担水準が六〇%未満の低いところにつきましては、その負担水準に応じましてなだらかに税負担が上昇するような負担調整措置を講ずるといったことを基本にいたしまして、税負担の均衡化を進めることといたしております。

今後とも、税制についていろいろな御意見があると思っておりますので、そういった御意見も真摯に受けとめて対応してまいりたいと思っております。

○井上吉夫君 地価がほとんど上昇するパブル期ならばある意味ではやりやすい点が多かったと思ふんです。逆にこれだけ下落をした場合に、いよいよ評価がえのときに、実際の土地価格の値下がりをはこんだに激しいに評価がえの際に十分そのことを織り込んだ形の評価がえが本当になされるんだらうか。私は、今まで評価がえのたびごとに、固定資産税課長にいろいろ意見を聞いたたり、その時々議論をしたことがあります。ところが、固定資産税課の大概のそのときの応答というのは、実際の価格というのはまだまだ少し幅があります、したがって大体公示価格の七割ぐらいを評価として、それに基づいて固定資産の評価をやっています。

例えば、大変わかりやすい事例を引き合いに出しましょう。今、日本の林業というのは木材価格がめちやくちやに下落して、ほとんど大部分は外材に依存しています。これだけ周りの山を見ますと山全体の中の四割は針葉樹に覆われており、戦後造林がこれだけ進んでいるのに必要な間伐が行われないというのは、割に合わないからです。それは、逆に言うならばほとんど大部分は外材によって占められているからであります。約八割は外材です。ということになりますと、林業が全然割に合わないものから木材価格も低落しているんだ、同時に山そのものの土地価格もめちやくちやに下がっております。極端に言えば、もうただに近いぐらいの、奥山の土地というのはそんなぐあいになっている。しかし、評価がえのたびごとにどの程度の評価がえがなされるかといえば、ようやく前と余り、値上げをしません、ぎりぎり改定前据え置きぐらいという、そこまです固定資産税課長の返事の、大変わかりやすい答えだったという気がするんです。

しかし、これだけ価格が低落をいたしますと、とてもそういうことだけでは間に合わない。実際上負担できる能力なり、あるいはどれだけの恩恵に浴するかという固定資産税そのものの考え方の基本をもう一遍議論しながらしかるべき対応が必

要ではないか、そういう感じがするわけです。具体的事例として一つ出しました。

ところで、ほとんど地方の時代として成り行きが変化するという状況の中で何が一番大事かといえば、みんな地方の時代にふさわしい行政をやっていく、このことをやらなければ日本の将来というのはいよいよ進まないよというところはみんな同じように考えています。しかし、何が重要かといえれば、そこまではわかったがお金がない、いわば税財源がしっかりと確保されていない、このことをやっぱり何とかしなきゃならぬというのが今の状況じゃないでしょうか。

きのうの同僚議員の質問の中で幾つも出ましたように、例えば外形標準課税というものの考え方は、法人税赤字法人であれば税金ゼロ、随分地方のお世話になっていろいろな対策を講じてもらいなから税金ゼロということが通るんだらうかということからだと思います。質問に対する自治大臣の答弁の中にも、東京都の事例を材料に引きながら、外形標準課税というのは、東京都と同じような形で極めて限定的にということには多少問題があるかもしれないけれども、全国一律に外形標準課税を取り入れざるを得ないという考え方がないんだ答弁をされたと思います。考え方の中にはそのことをお持ちだと思えますから、このことも含めてひとつしっかりと対応してほしいなというぐあいに思っているわけでありです。

総額がやっぱりふえないと。結局少しばかり、基準財政需要額の算定の幾つかの新しい要因がたぐさん出ていますから、こういう個別のことに対応する財政需要の計算をやっていくにしてもこれは新規項目がたぐさん出ています。しかし、トータルした基準財政需要額の算定は国税三税の三二が原則ですよというところできまると決まったパインを分け合うだけの話でありますから、もう少しやっぱり地方の財源を大きく確保するということが必要ではなからうか、そんな感じがいたします。改めて、基準財政需要額の算定方法いただいた

資料の説明の中にも十三項目ありますが、そのすべてについては申し上げません。しかしながら、発展基盤の整備に向けての地方のいろいろな仕事であるとか、介護保険制度であるとか、教職員定数であるとか、どうしても今までになかった地方に求めなきゃならぬ基準財政需要の増嵩というのは言うまでもありません。このことに対応するためには相当思い切った交付税の地方への配分というのをふやすことを求めざるを得ないところまで来ているんじゃないでしょうか。

そういうことを含めて、最後には自治大臣に地方財政をどういうぐあいに確保するかということについての思いがございましたのでお答えいただくとして、その前に、そうはいいまして、法人税についてことは、国税三税の三二％といながら法人税についてはたしか三五・八を適用する。若干なりといわば切り口というか、も今までどおりというわけにはいきませんよという、若干のいわば突破口を開きかけたのか。そういうぐあいにいいいかどうかわかりませんが、私は、こういう機会をやっぱり流れの変化として受けとめながら、国の財政と地方の財政、その配分についての考え方ということも含めて議論の俎上に上げてほしい。

これは法人税の三二が地方交付税の大原則ではありましようけれども、しかしながら、たばこ税なりあるいは消費税の部分が若干今言った法人税の三五・八のほかに上乗せされているわけですから、国全体における国の使分と地方に必要な部分というものについての考え方が相当程度、大蔵省の諸君も自治省の皆さん方もあわせて、やっぱり何とかしなきゃならぬというぐあいに考え方が移ってきているのではないかと、そういうぐあいがある意味では好意的に受けとめております。それがそのとおり進んでいくことを期待しながら、現在の公示価格について見ると、現行制度は固定資産税の実効税率で見ますと、昭和五十年代の前半はたしか〇・四六％ぐらいが実効税率だった

というぐあいに思います。パブル期にはこれが〇・二％程度まで下がっております。御承知のとおり固定資産税は評価額の千分の十四でありませけれども、評価自体が今言ったような形で実態とのかなりな開きがあるということと同時に、これだけ地価の変化があったときには、やっぱりそれにふさわしい対応をしないと国民の理解を求めることができないというぐあいに思いますので、そのことを含めてもう一遍税務局長からお答えください。

○政府参考人(石井隆一君) 幾つか御質疑ございましたけれども、まず外形標準課税の導入の問題ですけれども、委員御指摘のとおり法人事業税は本来法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して事業に対して課される税であるにもかかわらず、御指摘のとおり全体の六割を超える法人が欠損法人となっておりまして、から法人事業税を負担していないという状況にあるわけでございます。赤字法人といえども行政サービスを受けているわけでございますので、やはりすべての法人が薄く広く税負担を分担する仕組みに改革していくことが税負担の公平の観点から重要であると考えております。

また、これからの地方分権の時代にできるだけ安定的な地方税源を確保したい、あるいは経済の活性化なり経済の構造改革の促進にも意義があるということ、昨年末の政府税調の答申におきまして、外形標準課税の導入は地方税のあり方として望ましい方向の改革である、また、景気の状態等を踏まえてできるだけ早期にその導入を図ることが望ましいというふうになされております。

お話ございましたように、東京都が先般独自に条例を出すというふうな動きもございましたけれども、一方で全国知事会からは去る二月二十一日に改めて、全国的な制度として外形標準課税の導入をしてほしい、こういったような御要望も伺いたしております。今後、関係方面の御意見も伺いながら、具体的な課税の仕組みですとか、ある

いは外形標準課税導入に伴いますとどうしても税負担の変動といったような問題もございませう、そういったものに対する対応、あるいは中小企業対策をどうするかといったようなさまざまな問題点につき、課題につきまして具体的な検討を進めまして外形標準課税の早期導入に取り組んでまいりたいと思っております。

また、固定資産税についてのお話でございます。たけれども、先ほども申し上げましたように、現行の仕組みでも地価が上がりますと原則としては固定資産税の収入も下がる。しかるに少し上がっているところは今まで税負担が非常に低かったというところでございまして、林業経営について大変厳しい環境だという委員の御指摘も重々私も承知しているわけでございませうが、税制の面ではできるだけ今後とも御意見を伺いながら誠心誠意取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

○井上吉夫君 次は、財政局長に質問と同時に要請したいと思っておりますが、自治省がこのところ非常に森林・山村対策に力を入れていただいで、約五千億をこの面に力を入れていただいでいる。これは自治省の対応の中で非常にすばらしい着眼であり、いい成果を上げていっていると思えます。

森林・山村対策として林道整備だとか公有林管理などについて多様な地方財政措置が講じられておりますが、これらをさらに充実強化していただきたいなど、これは財政局長に、よくやってくれているという褒め言葉が前段であります。さらにこれを充実発展させてください。

この機会に、実は大臣もあるいはお聞き及びの点があるかもしれませんが、財政局長の耳にも入っているかもしれません、森林交付税というものが平成四年ごろから全国の自治体で相当強く言われております。交付税の一つになります、このこともぜひ頭に入れたら、地方財政対策の中のさらなる充実の一環にできるだけ使ってほしいなと思っております。

これは和歌山県の本宮町長がまず言い始めたところから始まりました。どういふことかといひますと、山村の人々が森林の管理、経営を中心とした生活を営むことで森林の公益的機能が守られ、都市における国の経済を支える産業全体が円滑に活動できます。森林を多く持つ町村ほど林業の不振と相まって若者の流出による過疎化、高齢化が一段と進み山村社会の崩壊のおそれがあること、山村の崩壊は森林の適正管理を不可能とし、国土や民族の将来を危うくするおそれがあります。これを防止するため山村に住民が定住できる施策を緊急に行う必要がございませう。このことが森林交付税がぜひ必要だということ唱えた地方団体の首長の提案理由であります。同時に、これに呼応する形で実は全国の議員連盟もあわせてできております。恐らくこのことはほうはいとして声が高まるでしょう。

確かに私自身もこの話を聞いたときに、面積当たりで計算するとした場合に、本場にそのところの首長さんは山を立派に育てることに力を入れますかと。もらった金は公民館をつくらたり、いろんな箱物をつくらたり道路をつくらたりということに消えていくんじゃないかと。使いが問題だということも言ったことがあります。しかし、言われておりますように、だんだんここから過疎化が進行して人がいなくなってしまうというぐあいに考えますと、余り狭く考えるのもいかに、ここに人が残っていくことのためのとらえ方として考えるならば、やっぱり森林交付税というのも一考に値する新しい提案ではなからうかなと、そんなぐあいに考えます。

前段は、財政局長さらに今後地方行政の山村対策等のために力を入れてほしい、今までの実績の上にさらに延長してほしいということと同時に、最後は、これらのことを全部ひくくめて自治大臣に。いろいろ出ました。結局、税というものはみんななるほどというぐあいにその意味がしつかりわかって、しかもこれから先、特に大事なやつぱり地方財源の充実、地方の時代を本当に実現させるためには何としてでもそれに必要な財

源を確保するという力を主張して成果を上げていただきたいなど。このことについての自治大臣の御決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○政府参考人(嶋津昭君) 今、委員御指摘の森林・山村対策につきましては、私も、私どもの着眼と申すのはおこがましいわけでございませう。地方団体の具体的な財政需要をいろいろお聞きして、それでまた関係する林野庁等とも相談しつつ施策として進めているわけでございまして、このことにつきましては、今御指摘ございましたように山林をめぐるいわば世界的環境といえますが大変な厳しさであるということ、それとこのことを、消費者の住宅需要はあるわけでございませうからそういうものに対してどう具体的に結びつけていくかという地方団体の工夫を引き出すような形での施策が必要なんじゃないかということ、地域材を使って住宅に結びつけるというような施策を地方団体は現にやっておられるわけでございませう。そういう点に着目した地域材対策ということも考えたわけでございまして、また地方団体から必要についてよく見きわめた上で施策として取り組んでいきたいというふうな考えております。

今御指摘ございました森林交付税についての御意見も私もよくお聞きしております。ただ、交付税の算定におきましては、その山林面積等も測定単位として林野行政費の積算に取り組んでおりますので、我々はまだそういう声もお聞きしながら、交付税の財政需要のあり方、やっぱり現実の具体的な財政需要をよく見据えながら、そういう声に対しては交付税の中で生かしていけないか検討してまいりたいと考えております。

○国務大臣(保利耕輔君) 委員からいろいろ御指摘をいただきました。真剣に拝聴させていただきます。最初に地方分権の点について触れられたわけでありませうが、地方分権の考え方の中にはやはり大きな要素として自己決定権と自己責任という二つ

の原則があるだろうと思えます。そういったものをより拡充する方向というのを考えていくことが地方分権になるのかな、やや抽象的でございますが、そんなふうな思っています。

それから、地方税源のあり方というのは、やはり住民の受益と負担の関係をより明確化させていくということが大事な要素ではないだろうかということも考えられるわけであります。そういう意味で外形標準課税の中で今論議されておりますのは、行政サービスを受けながら赤字であるがゆえにその行政サービスに見合う納税を行わなくてはならないという、現在の利益課税の形はそういう形になつていくわけでございませうが、これ等については、やはり法人として事業を営んでおりますから行政サービスをもらっているという観点に立てば外形標準課税を導入していくことは理屈の通る話なのかなと思っておりますので、今後とも税制調査会その他の場で私もからもこの導入について御意見をいたしたいと思っております。

あわせて、この問題は全国の知事会から、これは東京都も入っておりますが、外形標準課税の導入について御要望がことしに入ってから出てきておりますので、そういったものもいまだきながら今後外形標準課税の導入について私どもとしては精力的に取り組んでいきたい、こう思っております。

そのほか固定資産税の問題もございまして、固定資産税についてはいろいろ御議論がございませう。ただ、やはり中小企業等に対する配慮もしなければならぬということ、若干の引き下げをいたしましたが、しかし地方におきます財政状況その他を考えると、やはり余り大幅に引き下げるといふわけにはまいりませう、徐々に引き下げるという形をとらせていただきました。一方、片方では調整措置を講じさせていただいて課税の公平という観点からの措置も講じさせていただいたところでございませう。

それから、長いこと委員は森林の関係について御指導いただいております、私もその配下でい

るいろいろ勉強もさせていただき活動もさせていただき、ひとところは水源税をつくって山を守ろうという運動もいたしましたのでありますが、今御指摘の森林交付税、こういった問題につきまして、今財政局長から御答弁をいたしました。自治省といましてはそうした山の重要性にかんがみまして、これは一義的には林野庁でいろいろお考えをいただくことだと思っております。自治省といたしましていろいろな交付税措置の中で手厚く日本の山を守っていくという観点からいろいろ工夫をさせたい、私はそのように考えております。

以上、もろもろ言わせていただきましたが、最後に、今行われております交付税の主たる財源になっております国税五税からの地方への戻しといえますか、これは一つは、国としての減税を行いました、それが地方財政に直接影響してはいけないうことと、その減税で減収いたします部分の補てん措置というふうな位置づけがされておりますけれども、今後はやはり地方財政の充実という観点を加えて、この仕切りといえますか交付税率の、交付税率という戻し率の改定等に取り組んでいかなければならない事項である、こういうふうな認識をしております、今後大蔵当局とは精力的な交渉をしていかなければならない、このように考えております。

以上、しっかりと頑張つてまいりたいと思っております。

○谷川秀善君 自由民主党の谷川秀善でございます。井上吉夫議員の残りの時間をちょうだいいたしまして二、三質問をさせていただきますと思っております。

まず警察問題でございますが、神奈川県警に始まってそれから新潟県警、また全国のいろいろな警察の不祥事が勃発をいたしております。私は新潟県警のときにも、また先日の予算委員会におきましてこの問題につきまして大変いろいろと御質問をさせていただき、保利国家公安委員長からもいろいろ御答弁をちょうだいいたしました。

私はやっぱり、なぜまだこの議論が続いているのかということが大変な問題だろうと思っております。というのは、あのときも申し上げましたが、結局国民の目線と警察の目線がどうもかけ離れているんじゃないか、ここにすると落ちないといふことだろうと私は思っております。だからやっぱり信頼は、警察を信頼したいという国民感情はずっと続いているんですね。だから警察はやっぱりしっかりとやらなければならないという気持ちはずっと続いていると思っております。だから私は、この問題は信頼にどうしたえるかということが一番大事だと思っております。国民は警察を見放していません。警察にしっかりとやらせたい、警察こそ信頼に足る組織であつてほしい、こういうことをやっぱり強く要望していると思っております。だから私は、やっぱり早い機会に、こういう形で警察をこう立て直しますよ、国民の皆さんどうぞ信頼してくださいという答えを出すことだと思っております。

同時に、自由民主党も警察行政刷新委員会を開いて精力的に今どうあるべきかということに詰めておると思いますが、私はやっぱり警察庁、国家公安委員会が真剣に御議論をいたしたい、誤つておつたところは誤つて、正すということをはつきりおつちやうにいたしたいことが本場に警察の信頼の回復につながる。だからやっぱり責任の所在の明確化ということが一番大事だと思っております。何となくやめれば、日本の風土として、例えば警察庁長官がやめるとか国家公安委員長がやめるとか、こんなのは私は今の風土に合わないと思うんですよ。やめればいいという問題じゃないと思うんです。

だから私は、やっぱり保利国家公安委員長は踏みとどまって、しっかりと国民に信頼される警察刷新をこういたしたいというところを披瀝していただくことが一番大事なことだろうと思っております。そういう意味で保利国家公安委員長の御決意をまずお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(保利耕輔君) 委員からは予算委員会におきましても大変いろいろと御指摘をいただきましたことを私どもとしては真摯に承らせていただいております。

いろいろな過程がございまして御審議を賜った次第でございますけれども、今委員御せのとおりは自分自身に課せられた責務が今後の警察行政の立て直しであると思っております。さらにまた大きな目的としては日本の治安を維持する、その体制をきちんと整えるということに私の責任がかかっているといふふうに認識をいたしております。重大な責務であるといふふうに今考えておるわけでありませう。

なお、昨今の状況を見ますと、犯罪が非常に増加をしております。また、新しい種類の犯罪もございまして、御承知のように、ハイテク犯罪等につきましても大変な予算を投入してこの対策に当たっている国もありません。またヨーロッパ等におきましてもこの問題が大きく取り上げられていまして、そういう現状がございまして、そういうこともあわせ、それから青少年をむしばみますところの麻薬に対する対策等につきましてもきちんとしてその体制を整えていかなければならない。昨日もこの委員会が終りましたから私、警察庁に入りましてこういった問題についての報告を受けましたが、実は私は余り大きい声を出す方ではありませぬけれども昨日はかなり大きな声を出して叱咤激励をして、現場の状況をもっとつかんだ報告をしてほしいというようなことを要請したりました。そんなことをやっていくことが大事だと思っております。

私は、現在の警察というものは、いろいろ世の御批判をいただいておりますが、やることはきちんとしてやっていると今も考えております。例えば先日の中目黒の電車事故の場合でも実に五百人の警官隊がすぐ入りましてそして事故調査はもちろん交通規制その他に活躍をされている姿を見まして、こういった日本の警察の持っている機動力というのを今失わさせてはいけません、そういう力を弱めてしまつてはいけません、そういうことをつくづく感じた次第でございますが、そういった気持ちも

持ちながら今、国会でいろいろ私もおしかりを受けながらいろいろ勉強させていただいたことを反省の糧としながら、今後の警察行政あるいは治安の維持に全力で取り組んでいきたい、こういう気持ちで申し上げさせていただきます。

いろいろと今後とも御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

○谷川秀善君 国民の生命、身体、財産を守つてくれるのは警察だと国民は信じているわけですが、この信頼を裏切らないように、本場に信頼される警察のために、保利委員長の御努力、御活躍を期待を申し上げます。

次に、財政問題に入らせていただきます。

平成十二年度地方財政計画を見ますと、その計画の規模は八十八兆九千三百億円でありますが、その内訳を見ますと年々財政事情が大変悪くなつていくのがはつきりとならわれているわけでありませう。国も国債依存度が三八・四％というのはこれはもう大変な状況になっておりますが、地方団体におきましても借入金償還残が平成十二年度末では八百七十七兆円と見込まれておるわけですね。これは、ほんまにもう普通の民間企業で言うところの成り立つのかという感じがございませう、その点の認識について大臣の御見解をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(保利耕輔君) 委員御指摘のとおり、最近の経済情勢等の厳しい状況を反映いたしまして大幅な財源不足が続いております。税金収入の低迷あるいは累次の景気対策のための公共事業の追加あるいは減税の実施などによりまして借入金残が急増しているところは私も認識をいたしております。また、個々の地方団体の財政状況を見ましても公債負担比率一五％以上の団体が全体の約六割を占めているというふうな、かなり地方財政が硬化化してきているということも懸念されるわけでありませう。

地方財政のマクロあるいはミクロ極めて厳しい状況にございまして、今後私どもが地方財政の立て直しのために全力を傾けてやっていかなければ

ならないということを自治省全員認識して努力をしていく覚悟でございます。

なお細部にわたります問題は財政局長おられますので御説明をさせていただきます。

○谷川秀善君 それではこの十二年度の地方財政計画を立てるためには相当な財源が不足と恒久的な減税に伴う不足があるわけでございますが、これはどのようにしてこの十二年度計画を立てるときに埋めたのでございましょうか。

○政府参考人(橋津昭君) お答えいたします。今回の平成十二年度の地方財政対策につきましては、通常収支におきまして九兆九千億弱、それから恒久的な減税の平年度化等による影響で三兆五千億、合わせまして十三兆四千億に上る巨額な財源不足が生じたわけでございます。

この補てん措置につきましては、地方交付税法六条の三第二項の趣旨を踏まえつつ地方財政の運営に支障が生じないように、まず一般会計からの加算措置を昨年度五千五百億円でございましたが、こゝしは地方財政のこういう状況にかんがみまして二千億増額をいたしまして七千五百億、国の一般会計から加算をいたしたく、そういう措置をとった上で、地方交付税法に基づきます制度改正をいたしまして、平成十二年度以降とっております手法を踏まえまして国と地方が折半して補てんをするという措置をとったわけでございます。

次に恒久的な減税につきましては、平成十一年度で定めたルールに基づきまして、まず税収のたばこ税の一部の移譲、それから法人税に係る交付税率の特例的な引き上げ、こゝしは三二%を三五・八%にし、残余の額につきましては特例交付金を九千四百四十億円計上いたしてございまして、それによりまして、その三つの措置で減税額の四分の三を補てんし、残りの四分の一の額を減税取補てん債四千七百五十九億円を発行することにより埋めたわけでございます。

一方、恒久的な減税のうち国税の減税による交付

税影響分が一兆六千億弱あるわけでございますが、それにつきましては昨年度同様国と地方で二分の一ずつ折半をして補てんするというようにしてございまして、結果的にこれらの措置によりまして必要な交付税の総額が確保できたというふうな考えでございまして。

○谷川秀善君 ただいま御説明のように大変な御苦勞をされているというのにはよくわかるわけですが、苦勞すればするほど結局借入金金がどんどんふえていくという非常に悪循環みたいなことになっていっているわけですが、その原因は景気が非常に悪かったということも大変影響していると思えますが、この中で交付税特別会計借入金というのがありますね。これは十二年度で八兆八百八十一億円だと思えますが、この平成十二年度末の借入金金は幾らぐらになつておるのでございましょうか。

○政府参考人(橋津昭君) 今御指摘ございましたように、平成十二年度におきます財源不足の補てん策を講じた後におきまして借入金の総額は三兆八千八百八十八億円でございます。そのうち国負担における借入金の累計が十一兆八千六百八十五億円、それから地方の負担による借入金の累計が二兆六千二百六十三億円となっております。

○谷川秀善君 またこれは大変ですね。これは借入金ですからいつかは返さなきゃいかぬわけですね。借りつ放しというわけにはいかぬわけですからこれは大変です。その償還計画とか償還めどは立っておるのでございましょうか。

○政府参考人(橋津昭君) さきに申し上げましたような総額につきましては今回の交付税法及び交付税特別会計法の改正案の中で償還計画を立てているわけでございまして、国負担分につきましては平成十三年年度以降平成二十四年度まで、それから地方負担分につきましては平成十三年年度から平成三十八年度までかけて償還をしていくということでございます。

この償還計画は以上のように法律上これを明らかにさせていたいただいているわけでございますが、実際にその償還めどという御質問でございますが、それぞれの年度におきます償還額が定まりますと、それがいわばその年におきます実力の交付税の額を食っていくわけでございますから、その年度における財政運営はそれだけ大変厳しい状況になるというふうな受けとめております。

○谷川秀善君 これは本当に大変なことだろうと思えますが、この借入金を国と地方で折半するところ、こうなつていまして、このルールは聞くところによりまして平成十二年度で期限切れになるといふふうに聞いています。平成十三年年度以降はどうなるのでございましょうか。

○政府参考人(橋津昭君) 御指摘のように、現在のルールにつきましては平成十年から十二年度までの三カ年というところで定めたわけでございまして、平成十三年年度以降のあり方についてはこれはまだ今全く決まっていないこととございまして。

ただ、現段階でそれをどういふふうにしていくかということについて申し上げることは難しいわけでございますけれども、方向といたしまして、やはり地方財政今御指摘いただきましたように、大変厳しい状況になり、かつ借入金の償還をしていかなくちゃいけないということとございまして、大変厳しいことはことしよりも増すというふうな考えですが、まずいけば、財政再建に関する大臣答弁で今まで繰り返し御答弁申し上げますように、景気対策の結果により日本経済の状況がよくなり、それにより国税、地方税の税収の増加を図る。それから歳出面におきましてはやはり行財政の簡素効率化を推進して、行政改革を推進して歳入歳出ギャップをより縮めていくということを通じまして、いわばその中でまた年々の政策課題を持つてくるわけでございますから、そういう政策課題にも対応しながら地方財政を運営していかなくちゃいけない、そういうふうな方向で考えているところでございます。

○谷川秀善君 大変な課題が山積しているわけですが、すけれども、少なくとも十三年年度以降も最低折半するルールは守つてもらわないと、これ変な動き方をすると地方はますます大変なことになるというふうには私は思うわけですが、だから最低のルールとして折半だ。むしろ地方の立場からいいますと、ちょっと折半よりもうちょっと国の方への率を上げてもらいたい、こういうふうなところから地方は思っていると思えますけれども、財源がないわけですから。だから、その辺のところはしっかりと、これからの交渉事だろと思つておられます。

それで、この十年度決算を見ますと、東京都、大阪府、神奈川県、それぞれ大都市が全部赤字決算になつていまして、大都市が全部。これはいろいろな景気動向もあるわけでございまして、現在の状況から見ますと恐らくこれ十一年度はもっと悪くなると思つておられます。今までの景気動向から考えますとそんなに急に地方財政がよくなるわけじゃないと思つておられます。

そういう意味で今後、大都市部の府県の財政運営について大臣どうお考えでございましょうか。

○国務大臣(保利耕輔君) 委員御指摘のとおり、平成十年度の都道府県決算では十七年ぶりに東京都、神奈川県、愛知県、大阪府といったところが赤字決算となりました。十一年度はどうなるということについてはまだ確たることを言える段階にはございませんけれども、今申しました四都府県を初めとする大都市の府県は引き続き厳しい状況にあると私は認識をいたしております。

こういう中にありまして東京、大阪等いろいろな財政再建に関するプログラムを組んでおられるわけでございますけれども、大阪府におきましては財政再建プログラムを策定いたしました。事務事業の見直しでありますとか人件費の抑制など財政健全化の取り組みを自主的に行つているところでございます。東京、神奈川県、愛知についても同様な努力がされているわけでございますが、自治省と

いたしましては、そういう地方自治体の努力に対して適時適切、個別に状況を伺いながら、これらの団体に対して将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において財政健全化債の発行を認めるなどして団体の自主的な取り組みを支援してまいりたい、こういうふうに思っております。

○谷川秀善君 大体この辺が、国全体から考えましてもね、国全体から考えましてもこういう大都市が赤字になるとするのは、結局国税も上がらないということなんです。だからこの辺が何とないんですか、それは人員整理もいろいろやらなきゃならない、リストラもやらなきゃいかぬと思えます、事務事業の見直しもやらなきゃいかぬと思えますが、基本的にこの辺が赤字決算をしなければいかぬというような景気に問題があるわけです。

だからやっぱり私は、これから都市政策というものをも十分考える。この辺が金の卵を産む鶏なんですよ。金の卵を産む。都市政策をおろそかにし、そこに反映がもたらされないから税収が上がらないんです。それは地方税にしても国税にしても同じなんです。だから、この都市政策をどうやるかということがこれからの私はやっぱり国全体の、また地方全体のあり方をどう決めるかということになってくると思うんです。

そういう意味では、地方分権一括法がこの四月から施行されるわけです。だからこの地方分権一括法は何のためにあるのか。

どうもこの前、きのうの委員会の審議を聞いていましたら大蔵政務次官が、今国は大変だ、だから財源配分なんて議論はとんでもない、実現性がない、とんでもない話だと。だから私はきょう大蔵政務次官を呼ばなかった。そんなとんでもない考え方でね。もう議論するつもりがないから。とんでもない考え方でそんなことをやられたのでは本場に地方の時代は生まれませんよ。地方の時代は生まれない。だから私はやっぱり権限の議論をずつとやってきた、地方分権について。だから私は、権限と同時に財源の議論をしなきゃだめじゃないかと、こう申し上げていたんですが、いやま

ず権限だと言う。それで結局、仕事だけはどうと地方へ来た。財源は一つも議論していません。

権限と財源というのは車の両輪ですよ。片車だけをつくってはひっくり返るの決まっていますよ、これ間違いない。だからこの議論をこれから遅くはない、もう遅いですが遅くはないからしつかりとやらないと、やらないと本当に私は国全体の、国全体のバランスある、いわゆる均衡ある国土の発展というのはやっぱり生まれませんと思っております。

そういう意味では、まず税金が、よく納めていただけたところへある程度集中的に投資をして納めていただけて、その納めた税金を国と地方でどう分配するか、この議論を早速始めないとかなにかあかぬと思うんです。そのためにはやっぱり自治大臣のこれからの頑張りが方々というのは、本当に我々期待をいたしておるわけです。だからやっぱりこの財源の確保、これは地方交付税の率をちよつといじるとか何かじゃもう間に合わないんです。だから、どこかの税目を丸ごと渡すとか何かそういう思い切った手法をとらないと、なかなかこの地方と国との関係というのは非常にスムーズにいかないと思えますよ。

せめて小さくてももう一方の車を、私はやっぱり同じだけの車の輪でないといかぬと思うけれども、もう一方、ちよつとでもついていたらいけない、ついでないんだから、これはひっくり返れというのと同じですよ。その辺のところ自治大臣に最後に御決意をお伺いして私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(保利耕輔君) この問題は私、自治省に参りましてから随分議論をさせていただきました。それで、どうしても役所と役所との関係でいきますとまあ大体こんなところかなとかいうような形で話がされるのが通例であります。

しかし、私は自治省の旗振り役としてはそれではいけないだろう。やっぱり自治省は自治省の立場、あるいは地方の財政、行政をつかさどる立場

としては、やっぱり自分たちの強い主張を持つていなければ交渉にはならないだろうというふうなことで大変奮闘をいたしました。しかし大蔵はなかなか強いものですからというふうなことがあるんですけれども、相手が強ければ強いほど、やっぱり私たちは一つの目標なりあるいはターゲットをきちんと持って、それでこれの実現に、一〇〇%実現というのは無理かもしれせんけれども、一〇〇%実現をするぐらいの気持ちでしつかり取り組んで、場合によっては激しい論争になるかもしれないけれども、それをクリアして初めて地方財政が確立されていくんだということを私は、大変申しわけないんですが局長さんたちを相手にして申し上げてきた経緯があります。

その気持ちは現在も全く変わっておりませんので、今後ともひとつ大蔵省と激しい論争をする、そのときのターゲットはこれだというのを明確にして働いていただくように私は自治省を奮励してまいりたい、それが私に与えられた自治大臣としての責務であるというふうに感じております。

以上でございます。

○谷川秀善君 都道府県また三千三百の市町村は自治省だけが頼りなんです。大蔵省と直接個別に交渉できないんです。自治省を頼りにいたしておりますので、しつかり自治大臣が自治省を奮励していただけて、負けぬようにけんかしてもらいたいということ。そのためにはターゲットを絞らなきゃいかぬと思うんです。ターゲットをやっぱり一つ絞った方がいいと思うんです。だから絞っていただけて、しつかりと頑張っていたらいいです。とをお願い申し上げます。

○白浜一良君 連日でございますが大蔵も御苦勞さまでございます。

たくさん時間いただいているんですが、私もいろいろ諸用事ございまして若干早目に終わりたいと思っておりますが、まず、今回の交付税の関連、内容を見ますと国も大変な財政難でございますが当然

全国の自治体も大変御苦勞されているわけ、そういう中ではぎりぎりのいわゆる内容をくわらた、そのように思っております。

そういう厳しさの中で、私、積極的に評価いたしますのは今回新設で発展基盤緊急整備事業、大変国も地方も財政難の中でこういう新しい事業を新しい理念のもとに創設された、これはすばらしいことだと認識しているわけでございますが、まずこの概要をちよつと局長御説明していただけますか。

○政府参考人(橋津昭君) 平成十二年度におきまして情報化、少子高齢化、環境対応、技術開発の振興など二十一世紀に向けた地域の新たな発展基盤を緊急に整備するという政策、これは国の予算における政策ともタイアップをしておりますのでございますが、地方財政の面におきましても発展基盤緊急整備事業というタイトルをつけてまして、単独事業に三千億の枠取りをさせていただいております。

内容といたしますと、一言で言いますと一番のポイントとしては、二十一世紀に向けての技術革新で、それぞれの地方団体がいろんな各種の試験場等も持つておりますが、そういう試験場を精いっぱいリニューアルして新しい技術革新に対応したような体制にするというふうなことが代表的なケースになるかと思っておりますけれども、それ以外にも例えば、介護保険が制度的に導入されるわけでございますのでそのための周辺の情報システムを整備したり、あるいは公共施設のバリアフリー化とか、あるいは廃棄物に関するリサイクル施設の整備とかいろいろな面があると思っております。ただ、そういうものにつきましては私どもの方で余り限定的なことではなくて地方団体の自主的な対応を期待して、そのテーマの中で弾力的に地方財政措置を講じていきたいというふうに考えております。

またソフト分といたしまして、例えば環境問題のための先端技術の開発とか、あるいはこれも、政府におきます新千年記念行事を政府が始

めですが、それに対応する地方団体の参加をしていただくための経費、あるいは地方団体の電子手続の推進、いろいろなことのないならば前向きな取り組みについての地方交付税措置もあわせて講じようとしているわけでごさいます、こういうものを活用していただきまして、それを有効に活用することによりまして地域経済の回復にも資することもあわせて期待したいと考えているところでもございます。

○白浜一良君 概要をお話していただきましたが、このミレニアム事業、小淵総理のもとで全体的に取り組んでいるいわゆる将来を見据えての事業ということでござりますが、対象分野が限定されていきます。今概括的にお話ししましたが、こういうことこういうことこういうことをできるんだと、これをまずもう一度项目的に説明していただけますか。

○政府参考人(鶴津昭君) 対象分野でございます。基本的に地方単独事業の枠取りでございますので、国の補助事業みたいな意味での補助対象分野みたいな限定の仕方はしない、なるべく地方団体にどちらかというところ、こういうことをお考えいただいたらどうでしょうかという提言をするという程度の枠取りというふうにお考えいただきたいんですが、そういう意味で五つのいわば方向性というものを示して地方団体にも御連絡を申しておりますけれども、情報化、それから少子高齢化、あるいは環境への対応、それから技術開発振興、それから景観とか町並みの整備、このようなことをいけば例として考えているわけでごさいます、それ以外の分野においての先進的な取り組みにも対応していただいたらどうだろうかかと考えております。

○白浜一良君 なかなかすばらしいそういう事業内容でございますが、問題はこの財政です。この財政措置はどうかというふうになっておりますか。

○政府参考人(鶴津昭君) 今のようない財政状況でございまして地方団体は一般財源がないという

ことでございまして、地方債の充当率を手厚くして、通常七五程度でございまして地方債の充当率を九五%にして、その九五%を充てた地方債についての元利償還金につきましてはその五〇%を後年度事業費補正によりまして基準財政需要に算入するという、地方債と交付税措置を組み合わせたやり方をとっております。

○白浜一良君 それで、そういう措置になっていくわけでごさいます。一応地方も財政難ですから実際こういう事業を組めるかどうかということが大変今後課題になるわけでごさいます。三三億という事業規模を組まれたという観点から見たら、これ、この平成十二年度全国的な消化率はどうかでしょうか。これ予測するのは難しいですが、当然非常に核と思つた事業なので、大事な事業でございまして。せつかつくならば全国の自治体が喜んで取り組むような体制になるのが一番いいんですが、またそうなるべきだと思つていますが、その辺の見通しはどうですか。

○政府参考人(鶴津昭君) これは国の予算とあわせて私ども地方財政対策をまとめまして、一月の総務部長会議とか、あるいは地方課長・財政課長会議を通じてこういうふうな情報を提供しているわけでごさいます。そのことが、したがっていわけでございまして、そのことが、したがっていわけでございまして、少し時間的なずれも出てくる団体もあると思つております。したがって、二〇〇〇年度だけの対応ということではなくて、地方の予算でございましてから年度中におきますと補正予算等も弾力的に組むわけでごさいます。そういうことも含めまして二〇〇〇年度及び二〇〇一年度まで続けてこういう措置をとるべきです。こうと考へておられますので、ある程度の時間の幅を持って対応していただいて、できればその三千億枠取りしたものににつきましてはそれを満額消化していただくということを強く期待しております。

○白浜一良君 よく地方の相談に乗っていただけて、本当に意義ある事業が推進される、そういう

ことを期待申し上げておきたいと思つています。それで次に地方債の問題を若干議論したいわけでごさいます。地方債の発行ももう一五%という起債率の頭を超えている自治体もたくさんあるわけでごさいます。それでさまままないわゆる地方債の現状に対する御意見がございまして、一つは、この地方債の発行を地方分権一括法の観点で二〇〇六年からは許可制を廃止されて事前協議制にする、こういう流れになっているわけでごさいます。地方財政審議会の方も二〇〇五年まで、二〇〇六年から事前協議制ということでごさいます。二〇〇六年の間もよく協議して、事前に協議するような流れをつくるべきだというふうな意見が出ております。

それ、どうでしょうか。今年度どのぐらい自治体の相談に応じているのか、わかる範囲で結構でございましてその辺の現状を御報告いただきたいと思つています。

○国務大臣(保利耕輔君) 今委員御指摘のとおり、平成十七年度までは地方財政法の定めによりまして地方債の許可制を維持するということになつておるのでありますが、平成十二年以降どういう運用をするかということをお尋ねだと思つて、地方公共団体の自主性を尊重するということ、その協議制移行の趣旨を十分踏まえまして、そして、財政の健全化が確保されているという一定の枠組みがございまして、地方公共団体に対しましては、一定の健全性が確保されているということと、これに對しては団体の申請に基づいて弾力的な許可をしていくというつもりでおります。

○政府参考人(鶴津昭君) 今大臣から御答弁申し上げましたように、十七年度まで許可制を続けるという趣旨は、地方財政の財政再建、財政の健全化の方向が定まった段階で協議制に移行するのが一番いいのではないかと考え方をわけでごさいますので、そういう趣旨を踏まえまして、い

は起債制限比率とかあるいは経常収支比率というような指標が非常に他の団体に比べて平均的にいいという団体が実質的にも協議制の運用をすればいいじゃないかというふうな考え方を持っております。都道府県の場合、起債制限比率が一〇%未満で経常収支比率が八〇%未満の団体、それから市町村におきましては同じく起債制限比率が一〇%未満で経常収支比率が七五%未満の団体を対象にしようと考えておられます。平成十二年度におきましては四百団体程度がその弾力的な運用の対象になると考えております。

○白浜一良君 四百自治体ぐらいということをお聞きいたしました。よく相談に乗って適切な対応をお願い申し上げたい、このように思つていただけています。

それから地方債は、公募地方債は従来十年物が多い、こういうふうに向つております。一部報道によりますと五年物の地方債を解禁するという、そういう方針を決めたという報道が一部なされております。これは債券をいわゆる多様化して消化されやすいようにということでしょうか。

この辺の流れ、これは報道などで、この辺の動きがどうなんでしょうか。

○政府参考人(鶴津昭君) 委員御指摘のように地方債、公募地方債は今まで大体十年債というところで運用をしております。

ただ、金融情勢等からいたしまして、今のようない金利状態のもとで、低金利債というのが長期債となかなか売れにくいけれどもより短い期間のものにすれば買ひやすいということ、あるいは、発行側からいたしましてやはり期間が短いものが低金利になりますのでいわば金利負担の低下が見込まれるというふうないろいろなメリツトが考えられるわけでごさいます。国債におきまして今年度から五年物の国債というものを発行を始めていくわけでごさいます。私どもも、平成十二年度に向けて五年物の市場公募債の発行につきましてもそれを具体的に検討の課題としておりまして、関係する地方団体と協議を今いたして

おりまして、おおよそ十二年度になりましてと導入ができるのではないかとというような方向で考えております。

○白浜一良君 大臣、今局長が答弁をされて、そういう具体化されるであろうという流れをつくっていらっしゃるんですが、これは確かに短い方が、今金利が安いですからね、短い方が消化がされやすいと、市場で。こういうこともあって、どうでしょう、五年物の債券を発行したら市中消化の円滑化というのは、今の局長の答弁にも若干ございましたが、どの程度期待されるかと思われませんか。

○国務大臣(保利耕輔君) どの程度消化されるかということであるかと思いますが、なかなか債券の技術的な問題でございまして非常に難しい問題ですから、まず局長から答弁させまして、私から感想を申し述べさせていただきますかと思っております。

○政府参考人(藤津昭君) 市場公募債の平成十二年度の発行計画額が約一兆六千億程度でございまして、その資金調達は、やはり安定的な資金調達という意味で十年債を全部五年債にするということではできないわけではございまして、その発行計画額のうちやはり一割とか二割とかそういうような程度でも発行するにしてみても、十年物と五年物の組み合わせという形で、やはり安定的な資金調達ということも考えた上で、それと、やはり新しい商品でございまして全面的にそれにも切りかえてしまおうというようにすることもなかなか難しいというわけではございまして、そういう市場の状況を見ながら発行団体と調整をして進めていきたい、こういうふうな考えでおります。

○国務大臣(保利耕輔君) 基本的には初めて、初めてかどうかわかりませんが最近では、この制度を導入するということに踏み切るかどうかということではございまして、大体今局長から御答弁申し上げましたとおりある程度踏み切らせていただくと、その状況を見ながら今後の方向性を考えてい

く、そういう段階であろうかと思っております。とにかく、やってみることはやってみようという方向であるというふうには私は認識をしております。

○白浜一良君 確かに十年物と五年物の組み合わせでやる以外にないわけでは、そういう一つ道を開いたということでは価値があると思っております。一割から二割と、それでも結構でございまして、そういう市場の消化が進むような形でやっていた方がいい。というのは、債券が消化できない自治体もあつたんですね、なかなか。そういうことで言っているわけではございまして、五年物を新規発行するというところでそれで解決する問題でもないでしようけれども、できるだけやっばり市中消化しやすい形態をとるという観点では意義あることだと思っておりますので、重ねて御質問を申し上げたわけではございまして。

もう一つ地方債の問題で、民間が格付をやっていますね、債券の格付というのを。当然、地方財政、先ほど質疑でございましたが、都市部が特に傷んできているわけではございまして、私も大阪市内に住んでおりますが、大阪市の債券もいわゆる大分ランクとしてはランクが下がったわけではございます。

一般的にいいますと、こういう格付が下がると金利が上昇してより債券の消化、また低利な資金の調達というのは難しくなる。これは一般的な話と、これは市場経済ですから当たり前の話なんです、そういうことで多少心配している点もあるんですが、この点に対するお考えはいかがなものでしょうか。

○政府参考人(藤津昭君) 私ども以前から市場関係者とディスカッションをしておりますので、地方債の格付をやりたいという関係者がおられていろいろ議論するときに、私もはやっばり地方債につきましては、地方財政制度のもとで自治大臣が許可をして発行し、かつその元利償還につきましても地方交付税制度上それを算入、元利償還についての財政措置を講じているというふうな、いわ

ば諸外国と比べましても大変特有なといえますか、非常に安定的な制度としてつくっているつもりでございまして、地方団体における信用力格差というものには基本的にはありませんということをお答えしているわけではございまして。

しかし、現在市場で流通しているというふうな実態を見まして、いわば勝手格付、普通は格付は格付をされる側がお金を払って格付をしてもらうわけではございまして、お金を払わないで格付機関の方が勝手に格付をする、オブションといいますが勝手格付と我々は言っておりますけれども、そういう形でやっておられるわけではございまして、その勝手にやることをとめることはできないというところでございまして。

したがって、その勝手格付というのが市場でどういふふうに影響するかということが検証されなければいけないと思っております。私もそれはそれをフォローしておりますけれども、今委員御指摘ございましたように、その格付機関が経営収支比率とかいわゆる財政指標をとりまして少し悪くなったから格付を下げるという、下げたときの市場の反応は、特にそれに対して反応しているというふうには我々は確認はしておりません。

○国務大臣(保利耕輔君) この格付の問題については、私が承知をしておりますのは、平成十一年の三月でございまして、ある投資情報センターが東京都でありますとかあるいは北海道でありますとか神奈川県、あるいは札幌市、大阪市というふうなところについての格付を、今局長の御答弁では勝手格付と申しておりますが、私は余りそういう言葉は使いたくありませんが、依頼に基づいた格付というのをやりまして、例えばAAAプラスとかAAマイナスとかあるいは普通のAAとかというふうな形で発表されたことがあるんであります。

しかし、今自治省の考え方としては、局長から答弁をいたしましたとおり、地方自治体が発行いたします地方債についてはそれぞれ国が裏打ちをして十分な償還ができる形になっておりますから

格差はないのであるというつもりで対処しております。まして、こういうようなことがされたということについては、自治省としてはとめるわけにもまいりませんけれども、我々の基本的なスタンスは、地方公共団体間の信用力には格差がないというふうな考えでおるといふふうに申し上げておきたいと存じます。

○白浜一良君 この議論をするに必ずその議論になるんです、これ何回やりました。国が裏打ちしているから信用力に差はないというのは、それは建前としてはそのとおりなんです。そのとおりなんですけれども、これは債券の値打ちという面から見れば、国が裏打ちしたらそれは同じだと言えども、一方が大事なこと、一方が大事なこと、やっばり自治体によって財政運営の差があるんです。あることがはつきりすべきなんです。

やっばりルールズなそういう自治体と懸命に努力して健全化を目指している自治体のその財政内容は全く違うはずなんです。そういう差はあるのがまた事実であつて、ある意味でそういうことが私は明確になるべきだとも思います。これは債券の、国が裏打ちしているから値打ちは一緒だという意味とはちよと違うんですけれども、それだけで済まない問題がいわゆる自治体の財政運営としてあるということ、一方で私は指摘をしておきたいんです。

そこで、関連して申し上げますが、個別地方団体の財政状況把握のための改善方策ということで、平成十二年度地方財政重点施策で「個別地方公共団体の財政状況について、総合的に把握するための手法を検討し、改善方策の確立を図る。」このように書かれてはいるわけですが、ということには要するに、それぞれの自治体の財政の内容が余り統一されていない、何かばらばらな形だ、それを改善していくんだということなんです。

ですから、これは当たり前の話なので、できるだけ早くそういう個々の自治体の財政運営に反映すべき流れをつくるべきだと思っておりますが、その

辺の段取りというか、スケジュール的な意味での段取りを含めて、これはどのようになっておりますか。

○政府参考人(鶴津昭君) 御質問にお答えする前に、前段でおっしゃられましたいわば地方団体の財政状況の評価、これは非常に大事なことで、思いますが、議会とかあるいは住民によって評価される、そのための情報公開等を精いっぱいやらなくちゃいけない、そういうつもりで我々も取り組みますが、先ほどのいわゆる証券の価格の問題につきましては、そういう財政状況が価格に反映するという点ではないという点だけは……

○白浜一良君 それはわかっています。それはイコールじゃないです。

○政府参考人(鶴津昭君) こういう席でございませぬので。私もそう考えております。

ただ、では国債と公募地方債に随分差があるじゃないかと。これは要するに流通量が随分違います。したがって、持っている方が随分少ないと思うときにすぐ処分できるかと、そういうものもございませぬ。そういう意味で、地方団体の中でも例えば発行量が大い東京都とそれから発行量が非常に少ない団体との間で流通価格等に差が出てくるという面があると思えます。

後段のいわば財政指標に関するものにつきましては、特に最近、住民とかあるいは地方団体自体もバランスシートによって財政状況を把握すべきだということ非常に熱心に取り組みが見られますし、それから住民団体等からもそういうことをすべきだという声が出ています。私も、私も本年度、バランスシートをどういふふうな形でつくるのがいいの、それぞれの地方団体で研究している成果も踏まえて、全国で共通でできるような、それもなるべく簡単にできるようなバランスシートづくりのマニュアルみたいなものをつくらうということで研究会を進めておりました。年度内にも研究会の検討を終えまして、できるだけ早い機会にその報告を出していただいで、それによりまして全国の地方団体がいわば

手軽にとやうと表現がよくないかもしれませんが、それと、なおかつ、同じようなやり方でやりまして全国の団体についての相互比較ができるわけでございますので、相互に比較できるようなやり方でやっていたらどうだろうかというところで、そういう検討成果の公表を急ぎたいと考えております。

○白浜一良君 今のお話を聞きましたら、その研究会、今検討されていると、研究会で、年内に一定程度の研究会としての案をまとめたい、こういうことでしょうか。

○政府参考人(鶴津昭君) 今、精力的に検討していただまして、年度内にも報告書をまとめ、なるべく年度内に発表するように努力したいと思っております。

○白浜一良君 くだり聞きますが、年度内というのはこの三月ということですか。この三月ということ、もうすぐということですか。

○政府参考人(鶴津昭君) 研究会自体は今週の初めぐらいにも開いていただまして最終的な検討をしていただいておりますので、三月中にその報告書をまとめて、またお手元に届けさせていたいただきたいと思えます。

○白浜一良君 大臣、私は今これをくだり聞きましたけれども、非常にこれは大事なことで、やっぱり住民が我が市の、また我が町の我が村の財政はどうなっているか、それが非常に比較的にわかりやすい。よその市と比べてもわかりやすい。それでこそやっぱり財政的な住民の協力というのがあろうわけで、そういう面では、いわゆる今研究会で協議されているようなマニュアルというのか大体そういうバランスシートがあるということ、これは住民の理解を得て今後そういう市町村、また都道府県もそうでございますが、運営されていくというのには極めて大事なことだと思っております。早く研究会の案をこの三月中にまとめられて、幅広くそういう基準のもとに全国の自治体が財政運営されていくような流れをつくる必要がある、このように主張したいわけでございますが、大臣の

所感を伺いたいと思っております。

○国務大臣(保利耕輔君) 私も二十一年会社で勤めてまいりまして、ある時期子会社の社長もやっております。バランスシートというのは非常に重要だということを承知しております。また、バランスシートを時系列的に整理してみることによってその会社の動向というのがよくわかるという性質のものだと思っておりますので、単に切り口だけではなくずつと並べるといことが大事だということでありませぬ。

そういう観点からいいますと、経営という意味では同じような性格を持つところがあると思えますので、このバランスシートを整理して、資産状況がどうなっているのか負債状況がどうなっているのかということについては整理をしてやはり公開をする、そういうことは私は必要だ、このように思っております。そういう趣旨で今後、いろいろ検討していただいた成果も踏まえながら、今後の地方財政のあり方等については、十分に私もこういう問題についての進め方に精力的に取り組んでいきたい、こう思っております。

○白浜一良君 次に公債費負担の対策ということ、随分高金利のそういう借入れが随分多いこと、随分ございまして、その負担対策ということ、平成十一年度に取り組んでいただまして、その負担対策が随分ございまして、これも極めて自治体の要求が多いこと、高金利をいっばい抱えていますから。

これは十一年度で臨時特別措置として実施されたということでございますが、まず、この十一年度の概要がどうなっているか、それぞれどういふ評価を得ているのかということ、局長から御答弁いただきたいと思えます。

○政府参考人(鶴津昭君) 今御指摘の公債費負担対策でございますけれども、地方団体の強い要請を受けまして、十一年度におきまして資金当局と

体の財政健全化ということに着目しようということ、起債制限比率が一五%以上の団体等公債費負担が特に重い地方団体に限って実施することにしたわけでございます。政府資金、公庫資金の繰り上げ償還をしたわけでございますが、政府資金分で百三十一団体で千七百四十七億円を対象とし、公庫資金分について八十四団体で三百七十七億円を対象としたわけでございます。

またそれ以外に、それを補完する措置としまして、資本費負担が著しく高い公営企業についての借りかえを三百六十八団体で公営企業の借りかえを六百億円、それからさらに、高利の地方債を抱えている団体につきまして特別交付税措置を五十八団体について講じているわけでございます。

その評価ということでございますけれども、いけば政府資金当局とのぎりぎりの交渉をしたということ、ございまして、財政状況が非常に悪い団体に限定したということで、対象団体が少い要望を受けた地方団体に対して対象団体が狭かったのかなというふうな感じを持っております。

○白浜一良君 そういう観点でいいますと、十一年はそういう臨時措置としてされた。十二年度も公債費負担対策がとられていっているんですね。公債費負担対策がとられていっていること、十二年度の規模はどうなっておりますか。

○政府参考人(鶴津昭君) 十二年度につきましては、自治大臣の強い指導を受けまして、やはり政府資金についても再び繰り上げ償還措置を講ずるようにならざるを得ないこと、それで私も、ただ平成十一年度の措置が、非常に財政状況が厳しい団体に限定して一回限りの措置としてやるという壁を、残念ながらそれを破ることができませんでした。したがって私どもは、公営企業金融公庫の協力を得まして、公営企業金融公庫の普通会計債についての借りかえ措置を講じようという方向で措置したわけでございます。

したがって、平成十一年度の措置の反省といたしまして、そういうものを踏まえまして、でき

るだけ多くの地方団体にその措置が及ぶようにというところで、経常収支比率や財政力指数が全国平均、そのどちらかが全国平均より悪い市町村を対象としようというところで、対象団体を千七百団体とし、それから対象とする地方債は七割以上の高利の地方債としたわけでございまして、その対象の残額が九百億円程度ございましたのでそれを対象にして借りかえ措置を講じたわけでございまして、それ以外に、公営企業債の借りかえ、公営企業金融公庫の普通会計債じゃない公営企業債の借りかえ措置、あるいは公債負担が厳しい状況の地方団体に對する特別交付税措置もあわせて拡充することといたしました。

○白浜一良君 大臣の肝いりでこういう措置ができるように入られたと今局長がおっしゃいました、それはそれで貴重なことなんですが、今の地方財政の現状からいいますと、対象団体を千七百団体に広げた、十一年度は狭過ぎた、こういうお話だけされましたが、それはそれでございまして、これは額が減つておる。団体はふやしたけれども総額でいうとぐっと減つておる。ここが問題じゃないでしょうか。

努力してもやりくりは厳しい。国の財政も厳しいですから。だからそこをやりくりして何とか制度として十二年度も継続したという、対象団体が少なかったので広げた。ここまでは立派な話なんです。ございまして、しかし総額から見ると、措置した総額から見れば極めて減つておるわけです。ここがいかかかなと思つておる。この点をもう少し明快に説明していただけないか。

○國務大臣(保利耕輔君) 具体の数字についてはまた財政局長から御答弁させてもよろしいのであります。この問題は私自身も、今局長から答弁をいたしましたように、就任早々、今度の予算のときにはこういう形になりますと言つたが、それはいけない、絶対だめだと言つて私は了承しなかつたのであります。大蔵省ともう少しやつてくれと。一年限り、単年度限りということでもうその壁は突き崩せませんということでも何か私のと

ころへ来ましたけれども、何回やつても私ほうんと言わなかつたという、そういうことがございまして。しかしだんだん予算編成の時期が迫つてまいりまして、やや時間切れでございまして、私も、私は自治省の事務当局をして大蔵省と随分交渉させたように思います。そういうことがございまして。

そこで、最後の段階で、もう自治省の方も刀折れ矢尽きまして、とうとう資金運用部資金にかかわる問題については一年限りの壁を突き崩せなかつた。そこで苦勞したのであればほかの措置を絶対講ずるようにといいことを厳しく申しまして、今の公営企業金融公庫の借りかえについての増加措置といいますが、それを講じさせようといいたしました。

この公営企業金融公庫の借りかえは、昨年度はたしか三百億少々であつたと思つて、三百七億だつたと思つて、それを本年度は九百億借りかえさせるといふ措置を大蔵との間で話を付けて、そこで、ことしはしようがないけれども、先々やはり、地方公共団体が持つておる七割とかそれ以上の金利というのは世間常識からいってこれはとても通じものではないぞと、だからここは何とか整理をしてやらないとどうしてもだめだから来年度以降はもう絶対頑張りということとを条件に私は折り合ひまして、三百億を九百億に伸ばすということと最終的には私が了承を与えたものであります。

全体としては二千億ぐらいたしか昨年度はやつておりますが、それが九百億になつたということと、はまことに残念であります。財政当局は財政当局の立場がありまして、そこをだらだらと突き崩すわけにはいかないということとでございまして、私はこの問題は継続案件として今後一生懸命に努力をして、七割、八割という金利が存在する、それを返し続けなければならぬということと、はできるだけ解消していくように努力をしたい、そういう気持ちでおります。

○政府参考人(鶴津昭君) 若干補足をさせていた

だきます。平成十一年度におきましても政府資金なり公庫資金の対象は、平成十一年は昭和六十年五月までの一定の借り入れ分、大体おおむね七割以上の資金ということでしたわけでございまして、平成十二年度も公庫資金については七割以上の普通会計債ということで対象を同水準にいたしました。

ただ、公庫資金の普通会計分は、臨時道路事業、臨時河川事業等のいわば普通会計債の全体の借入額の中では地方団体に對する貸し付け規模がそれなりにそんなに政府資金と比べて大きくないということがございまして、結果的にその額、残債の額が九百億円であつたということとでござい

○白浜一良君 今、大臣が随分予算編成段階で御苦勞をされたというお話を伺いましたし、あくまでも経過措置だ。これは引き続き、自治体が苦しんでいることとでございまして、引き続き少しくも負担軽減のために自治省としては努力をされる、そういうことだといふふうに、財政局長が努力すると含めて理解をしておきたいと思つます。

それで、もう一つ違う観点でちよつとお話したいんですが、交付税の特別会計借入金金の償還、これを十年から十三年、三年間を十三年度以降に繰り延べられたと、こういうこととでございまして、それは厳しかったから仕方ないし、財政構造改革という考えもございまして、それはそれなんです。平成十三年度といたつたらもう来年度、正確に言うとも再来年度ですが、もういわけゆる来年度なんです。

これ三年間繰り延べて、これ今から悲観的な見込みを言うわけにいかぬでしょうが、これは十三年度からどういふ展開になるんですか。また大変この段階で苦しみなきやならない事態が当然来るわけですね。その辺、当然もう念頭に置いていらっしゃると思つますが、今言える範囲でお考えがございしましたらこの点もお述べいただきたいと思います。

○政府参考人(鶴津昭君) 今委員御指摘のように、平成十年度の地方財政対策におきまして、十二年度までの間は当該年度の元金償還額についてこれを繰り延べするという措置をとることを決めたいわけでございまして。当然、繰り延べすれば、その繰り延べ期間が終了いたしますと今までの分それぞれ年の元金償還額に加えて繰り延べした分が上乗せになるということ、これはもう御指摘のとおりでございまして。

この交付税法の償還計画におきましても、平成十三年度は国負担分で八千三百七億、地方負担分で一兆二千四百三十三億という当該年度の償還額がすぐ来るわけでございまして、そういう点につきましていわば大変やむを得ない措置としてそういうことをしては。結局その繰り延べ措置をしない場合には新たな借入額がその額だけふえてくるということにならざるを得ないわけでございまして、そういうことを避けるというふうな意味でも元金の償還繰り延べをしたわけでございまして。

今後の償還につきましては、先ほど御答弁しましたように、当然いづれ実力の交付税の額から先取りしてそれを食つてしまつてございまして、で当該年度の財政運営がそれだけ厳しくなるというところでございまして、先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、地方財政の財政健全化をより真剣に進めていかなくちゃいけないといふふうに我々も受けとめております。

○白浜一良君 今の答弁でしたら、厳密に言うとも何もお答えになっていないということとでございまして。大変だということとは当たり前の話で、これ来年度のことですから、これはこれでどうするかと本年一年かかつて懸命にお考えをしておいでいたいただきたい、このように思つてございまして。

最後にお聞きしたいのは、地方分権推進計画に基づきましてこの平成十二年度からいわけゆる統合補助金という制度が創設されました。これはどういふ内容で、総額はどういふものなのか、まず概要を御説明いただけますか。

○政府参考人(鶴津昭君) 公共事業に係る国庫補

助負担金につきまして、中央省庁等改革基本法あるいは地方分権推進委員会の第五次勧告に基づきまして昨年三月に閣議決定いたしました地方分権推進計画におきまして、いわゆる国庫補助負担金のあり方について、いわば合理化をして存続をする国庫補助負担金について、国の過度の関与等により地方公共団体の自主的、自立的な行政運営が損なわれることがないよう運用、関与の改革を図るといふようなことの一環として統合補助金制度の創設が盛り込まれたわけでございまして、平成十二年度予算におきまして初めて二級河川あるいは公営住宅、下水道、町づくり等のいろいろな分野で統合補助金が設けられました。

統合補助金の内容といたしますと、二つのタイプがございまして、タイプ一、タイプ二、これを縦型、横型という説明の仕方もございしますが、いわばいろいろな、縦型は事業目的ごとに箇所づけ等をしないことを基本としましてそれがある程度まとめて地方団体に配分をする、それから横型といひますのは一定の政策を実現する各種の事業を組み合わせて補助金として交付をするということとございまして、タイプ一の方が四千六百億円程度、タイプ二の横型の方で千五百億円程度、合計で六千億円程度の統合補助金が創設されたわけでございまして。

○白浜一良君 これはもう従来からも何回もいろいろ議論されておりますが、自治体の立場にとりまして縦割りで補助金、縦割り事業で補助金をつけられてもうがんにがらめにされて随分使いにくいということ、そういうことでもこれ、こういうまず第一段階、突破口としてそういう統合補助金という制度が創設されたわけでございまして、たまたま平林政務次官は地方行政の経験豊かでございます、みずからの経験も踏まえまして、この制度をさらに拡充していくべきだと私も思うんですが、今は政務次官ですからお答えの限界はあるでしょうが、所感を聞きたいと思っております。

○政務次官(平林鴻三君) 私も白浜委員の御意見を

とほぼ同意見でございます。

この統合補助金を設けたということは確かに一歩前進ではございますけれども、今のいわゆる国の各省縦割りの補助金行政というものを根本的に改革したというところにはまだ行っておりません。したがって、今後さらに補助金のあり方あるいは補助金を整理して地方一般財源に持つていくというように、あるいは先ほど来議論になっております地方への税源を強化するというようなこと等、いろいろなことを含めまして、さらに地方の自主的なお金の使い方が一層進むようなそういう努力をしてまいりたいと思っております。

やはり都道府県とか市町村とかいう団体は、縦割りというものをむしろ総合化してそれで住民の福祉向上に努めるといふ役割を持つておりますので、そういう総合的な運用ができる補助金あるいはその他の財源というものが望ましいと思っております。

○白浜一良君 最後に大臣、今次官からもお話しいただきましたが、なかなか一遍にこれは変わるものでもないんですが、国民は地方自治体に住民として住んでいるわけでございまして、一番密着しているところなんですね。そこがやっぱり一番運用しやすい形態を、いかにいろんな障壁があったといえども流れとしては確実にそうしていくべきだと。今も次官も体験を踏まえてお考えを述べられたわけでございまして、最後に大臣の御決意を伺って、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(保利耕輔君) この統合補助金の問題につきましては、中央省庁の改革基本法の中でも公共事業の見直しの中で、第四十六条でしたか、触れられております。

私もやはり委員と同じように、地域の問題については地域で自主的に決定してやっていくという方向へ持っていくかなければいけないだろうと思っております。ただ、つぶさにいろいろその事象を検討してみますというところ、そこは国でやってほしいとか、あるいは国が認めた事業だという一つの権威づけみたいなのもある。そういう心理がまだ、

地方住民にもまだ残っていると思うのであります。そういうところをどういうふうな意識改革をしながら、地方にいわばひもつきでない形でお金を差し上げてうまく使っていただくかというところ、今後は、地方分権というのを考えておりますので、今後は、地方分権というのをこれだけきつくと、きつくとこれはつきり打ち出しているという世の中になってきたということをやったり地域の皆さんがそれぞれ認識をされて、それを消化していく能力をつけながらお金をいただいていくということが正しいあり方ではないかなと、私はそう思っております。そういうふうな基本的な考え方、統合補助金からさらにもう一歩進んだ形での、いわば今の交付税のような形のものへ持っていくということが求められることではないか、このように思っておりますので、そういう方針で私は物を考えていきたいと思っております。

○白浜一良君 終わります。

○委員長(和田洋子君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

平成十二年四月三日印刷

平成十二年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局